

労働安全衛生法に基づく新たな化学物質規制の概要

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 化学物質対策課
労働衛生課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan 33

- 1 職場における化学物質管理の課題
- 2 規制の見直し
- 3 改正の全体像

1 職場における化学物質管理の課題① 労働災害の発生状況

○ 化学物質による休業4日以上の労働災害のうち、特定化学物質障害予防規則等の規制対象外の物質による労働災害が約8割。

○ 特定化学物質障害予防規則等に追加されるとその物質の使用をやめ、危険性・有害性を十分に確認、評価せずに規制対象外の物質に変更し、その結果、十分な対策が取られずに労働災害が発生。

	件数 (平成30年)	障害内容別の件数(重複あり)		
		中毒等	眼障害	皮膚障害
特別規則対象物質	77 (18.5%)	38 (42.2%)	18 (20.0%)	34 (37.8%)
特別規則以外のSDS交付義務対象物質	114 (27.4%)	15 (11.5%)	40 (30.8%)	75 (57.7%)
SDS交付義務対象外物質	63 (15.1%)	5 (7.5%)	27 (40.3%)	35 (52.2%)
物質名が特定できないものの 合計	162 (38.9%)	10 (5.8%)	46 (26.7%)	116 (67.4%)
合計	416	68 (14.8%)	131 (28.5%)	260 (56.6%)

業種		原因物質	GHS表示	発生状況
中毒 ・ 薬傷	商業 (H31.4月)	次亜塩素酸ナトリウム (未規制物質)		倉庫内で、次亜塩素酸ソーダ水を浸み込ませ、絞った雑巾を使用して、木製パレットに付着したカビの払しょく作業をしていたところ、作業員が両手化学熱傷となった。
	保健衛生業 (R1.7月)	塩素 (第2類物質)		事業場内のエントランスホール及び談話室において、入所者にお茶を提供する作業を行っていたところ、加湿器に誤って次亜塩素酸ナトリウムを補充したため、発生したガスにより吐き気や咳込み等の症状を発し、救急車で病院に搬送され、塩素ガス中毒と診断された。
	製造業 (H30.2月)	メチルエチルケトン (第2類有機溶剤)		製造室内で使用期限切れのインクジェッター用のインクカートリッジを廃液用ボリ容器に移していた際に、インクをこぼしてしまい、約30分、溶剤を使用してインクの拭き取り作業を行った。その間、同室内の10数m離れた場所で別の作業を行っていた被災者が、翌日に頭痛を申し出たため、病院で診察を受けたところ、有機溶剤中毒と診断された。
	ビルメンテナ ンス業 (H29.4月)	フッ化水素 (第2類物質)		出張先でのトイレ清掃作業中、便器、床等の水垢洗浄のため、洗浄剤(フッ化水素含有)を使用して作業者3名が作業をしていたところ、咳、発熱、関節痛、倦怠感など体調不良を訴えた。その後、ふらつき等の症状が激しくなったため、救急搬送され、フッ化水素中毒と診断された。

353

※出典：平成29年～令和元年労働者死傷病報告

1 職場における化学物質管理の課題② 中小企業における状況

企業規模が小さいほど、法令の遵守状況が不十分な傾向にあり、労働者の有害作業やラベル、SDSに対する理解が低い。

企業規 模	特殊健康診断 (実施率)		作業環境測定 (実施率)		リスク アセス メント (実施率)
	有機溶剤	特定化学 物質	有機溶剤	特定化学 物質	
5,000人 以上	62.5%	84.8%	97.7%	97.3%	59.6%
1,000～ 4,999人	37.0%	68.4%	95.8%	96.9%	62.5%
300～ 999人	49.6%	75.7%	95.6%	96.5%	53.6%
100～ 299人	63.5%	67.8%	90.4%	94.6%	40.8%
50～99人	65.5%	71.5%	84.3%	96.2%	52.4%
30～49人	52.1%	41.3%	74.7%	70.1%	30.1%
10～29人	52.2%	52.2%	63.3%	75.7%	29.4%

企業規 模	有害業務 に従事し ている認 識がある 割合	有害業務 に関する 教育又は 説明を受 けた経験 がある割 合	SDSが どのよう なものか を知っ て いる割 合	ラベルが どのよう なものか を知っ て いる割 合
5,000人 以上	73.4%	66.2%	76.7%	61.7%
1,000～ 4,999人	72.1%	59.7%	74.2%	58.3%
300～ 999人	74.4%	48.4%	65.7%	51.2%
100～ 299人	71.3%	55.9%	48.9%	41.1%
50～99人	56.4%	50.1%	39.8%	34.1%
30～49人	59.7%	40.5%	32.8%	28.3%
10～29人	52.5%	37.7%	35.6%	26.5%

※出典：平成30年労働安全衛生調査（実態調査）、平成26年労働環境調査

364

1 職場における化学物質管理の課題③ 有害作業に係る化学物質の管理状況

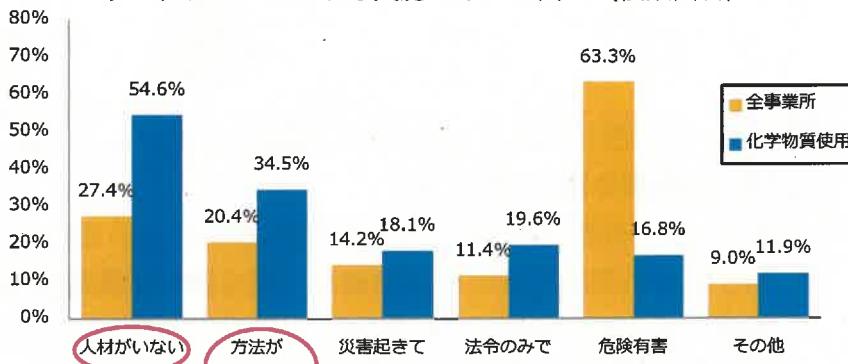
- 特定化学物質障害予防規則等に基づく作業環境測定の結果が、直ちに改善を必要とする第三管理区分と評価された事業場の割合が増加傾向。
- リスクアセスメントの実施率は50%強。実施しない理由は「人材がない」、「方法が分からぬ」などが多い。

有害作業の種類	作業環境測定の結果 第三管理区分の割合				
	H8年	H13年	H18年	H26年	R元年
粉じん作業	5.7%	5.6%	7.4%	7.7%	6.6%
有機溶剤業務	3.8%	3.3%	4.3%	5.0%	3.7%
特定化学物質の 製造・取扱い業務	1.2%	1.2%	2.9%	5.7%	4.2%

リスクアセスメント実施率
(カッコ内は、「すべて実施」の割合)



リスクアセスメントを実施しない理由 (複数回答)



(資料出所) 平成29年労働安全衛生調査(実態調査)概況

※ 実施率集計 「化学物質」のリスクアセスメント実施率は、「すべての化学物質について実施」、「一部実施」の合計

※※ 理由集計 「全事業所」：概況(全調査対象事業所の50.4%がいかなるリスクアセスメントも実施していない)・

「化学物質使用」：特別集計(化学物質使用事業所(全調査対象事業所の6.7%)の8.4%がいかなるリスクアセスメントも実施していない)

375

2 規制の見直し

職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会

1 趣旨・目的

現在、国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類に上るが、その中には危険性や有害性が不明な物質も少なくない。こうした中で、化学物質による労働災害(がんなどの遅発性疾病は除く。)は年間450件程度で推移し、法令による規制の対象となっていない物質を原因とするものは約8割を占める状況にある。また、オルトートリイジンによる膀胱がん事案、MOCAによる膀胱がん事案、有機粉じんによる肺疾患の発生など、化学物質等による重大な職業性疾患も後を絶たない状況にある。

一方、国際的には、化学品の分類及び表示に関する世界調和システム(GHS)により、全ての危険性・有害性のある化学物質について、ラベル表示や安全データシート(SDS)交付を行うことが国際ルールとなっており、欧州ではREACH(Registration Evaluation Authorization and Restriction of Chemicals)という仕組みにより、一定量以上の化学物質の輸入・製造については、全ての化学物質が届出対象となり、製造量、用途、有害性などのリスクに基づく管理が行われている。

こうしたことから、化学物質による労働災害を防ぐため、学識経験者、労使関係者による検討会を開催し、今後の職場における化学物質等の管理のあり方について検討することとした。

2 参集者

※役職は、報告書とりまとめ当時のもの。

《本検討会》

明石 祐二 (一社)日本経済団体連合会労働法制本部統括主幹
漆原 肇 日本労働組合総連合会総合政策推進局労働法制局長
大前 和幸 麗應義塾大学名誉教授
尾崎 智 (一社)日本化学工業協会常務理事(第14回検討会～)
○城内 博 (独)労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所
高橋 義和 化学物質情報管理研究センター長
中澤 善美 UAゼンセン労働条件部長
永松 茂樹 全国中小企業団体中央会参与
(一社)日本化学工業協会常務理事(～第13回検討会)
名古屋俊士 早稲田大学名誉教授
三柴 丈典 近畿大学法学部教授
宮腰 雅仁 JEC連合副事務局長

《リスク評価ワーキンググループ》

植垣 隆浩 三菱ケミカル(株)プロダクトスチュワードシップ・品質保証
本部化学品管理部長
梅田 真一 (一社)日本化学工業協会化学品管理部兼環境安全部部長
漆原 肇 日本労働組合総連合会総合政策推進局労働法制局長
大前 和幸 麗應義塾大学名誉教授
甲田 茂樹 (独)労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所所長代理
○城内 博 (独)労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所
名古屋俊士 化学物質情報管理研究センター長
早稲田大学名誉教授
平林 容子 国立医薬品食品衛生研究所安全性生物試験研究センター長
三柴 丈典 近畿大学法学部教授
村田麻里子 製品評価技術基盤機構(NITE)化学物質管理センター次長
山岸 新一 JFEスチール(株)安全健康部主任部員(副部長)
山口 忍 DIC(株)レシポンシブルケア部化学物質情報管理グループ
ループマネージャー

3 開催状況

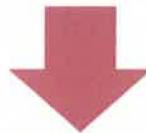
本検討会は令和元年9月2日～令和3年7月14日まで15回、ワーキンググループは令和2年10月20日～令和3年4月26日まで5回開催

386

3 改正の全体像①

「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書」（令和3年7月19日公表）において、化学物質による労働災害を防止するために必要な規制のあり方が提示されたことを受け、当該報告書において見直すこととされた労働安全衛生法施行令（以下「安衛令」という。）及び労働安全衛生規則（以下「安衛則」という。）等における規定について、見直しを行いうもの。

(限られた数の) 特定の化学物質に対して
(特別則で) 個別具体的な規制を行う方式



特別則で未規制の物質を主眼として

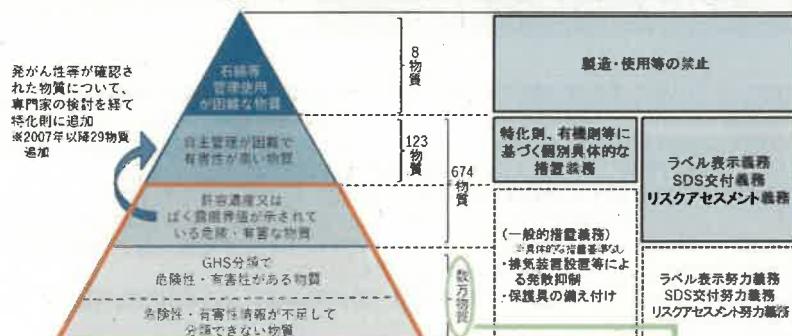
危険性・有害性が確認された全ての物質を対象として、以下を事業者に求める

- ばく露を最小限とすること
(危険性・有害性が確認されていない物質については、努力義務)
- 国が定める濃度基準がある物質は、ばく露が濃度基準を下回ること
- 達成等のための手段については、リスクアセスメントの結果に基づき、
事業者が適切に選択すること

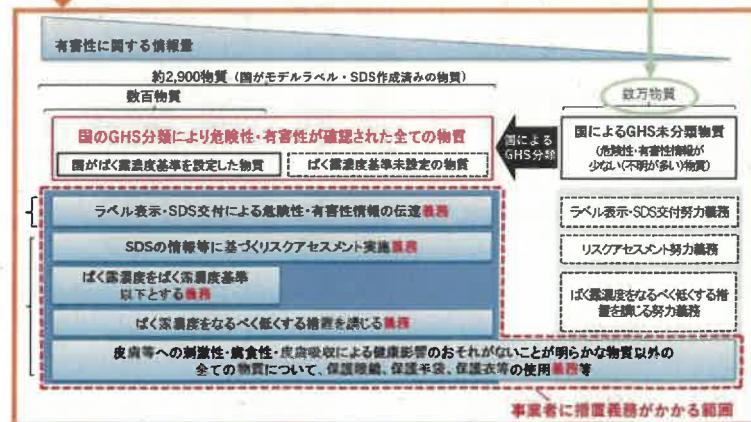
397

3 改正の全体像②

<現在の化学物質規制の仕組み（特化則等による個別具体的規制を中心とする規制）>



<見直し後の化学物質規制の仕組み（自律的な管理を基軸とする規制）>



408

改正の概要

- 1 化学物質管理体系の見直し
- 2 化学物質の自律的な管理のための実施体制の確立
- 3 化学物質の危険性・有害性に関する情報の伝達の強化
- 4 化学物質管理の水準が一定以上の事業場の個別規制の適用除外
- 5 ばく露の程度が低い場合における健康診断の実施頻度の緩和
- 6 作業環境測定結果が第三管理区分の事業場に対する措置の強化

ひと、くらし、みんなのたまに



1 化学物質管理体系の見直し①

安衛令 安衛則

1-1 名称等の表示・通知をしなければならない化学物質の追加

2024(R6).4.1施行

- ・労働安全衛生法（以下「安衛法」という。）第57条～第57条の3の対象となる化学物質（以下「リスクアセスメント対象物」という。）として、国によるGHS分類に基づき、危険性・有害性が確認された全ての物質を順次規制対象に追加する。
- ・令和4年2月の安衛令改正では、国によるGHS分類の結果、発がん性、生殖細胞変異原性、生殖毒性及び急性毒性のカテゴリーで区分1相当の有害性を有する物質（234物質）をリスクアセスメント対象物に追加（対象物質の裾切り値は※1により設定）。
- ・施行日（令和6年4月1日）において現に存するものについては、令和7年3月31日までの間、名称等の表示義務に係る労働安全衛生法第57条第1項の規定を適用しないこととする。

・危険有害性のある化学物質を容器に入れ、又は包装して、譲渡し、又は提供する者は、その容器又は包装に、当該化学物質の名称等の表示を行わなければならない。また、危険有害性のある化学物質を譲渡し、又は提供する者は、文書（SDS※2）の交付等により、当該化学物質の名称等の通知をしなければならない。
【安衛法第57条及び法第57条の2】

・当該化学物質を取り扱う際に、化学物質の危険有害性等の調査（リスクアセスメント）を実施しなければならない。
【安衛法第57条の3】

※1 新たに表示・通知義務の対象となる物の裾切値については、原則として、以下による。

①国連勧告のG.H.Sに基づき、濃度限界とされている値とする。ただし、それが1%を超える場合は1%とする。

②複数の有害性区分を有する物質については、①により得られる数値のうち、最も低い数値を採用する。

③リスク評価結果など特別な事情がある場合は、上記によらず、専門家の意見を聞いて定める。

※2 SDS（安全データシート）

化学物質の成分や人体に及ぼす作用等、化学物質の危険有害性情報を記載した文書で、法第57条の2第1項にて、規制対象物質を譲渡・提供等する場合に交付することが義務づけられている。

JIS Z7252に定める方法により国が行うGHS分類結果に基づく有害性の区分

急性毒性	区分1	区分2～4
皮膚腐食性／刺激性	区分1	区分2
眼に対する重篤な損傷性／刺激性	区分1	区分2
呼吸器感作性	区分1	
皮膚感作性	区分1	
生殖細胞変異原性	区分1	区分2
発がん性	区分1	区分2
生殖毒性	区分1	区分2
特定標的臓器毒性（単回ばく露）	区分1	区分2～3
特定標的臓器毒性（反復ばく露）	区分1	区分2
誤えん有害性	区分1	420

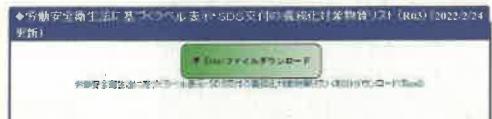
1 化学物質管理体系の見直し②

1-1 名称等の表示・通知をしなければならない化学物質の追加（つづき）

- 今回の追加物質のほか、国によるGHS分類済み物質は今後も順次追加予定。
- 今後の追加物質については、独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所化学物質情報管理研究センターのサイトに、ラベル表示・SDS交付の義務化予定物質リストとしてCAS登録番号付きで公開。

https://www.jniosh.johas.go.jp/groups/ghs/arikataken_report.html

	R4.2改正 (R6.4施行)	R5改正予定 (R7.4施行予定)	R5改正予定 (R8.4施行予定)
○ラベル表示・SDS交付義務化 ※改正後施行までの期間は2年程度	234物質	約700物質	約850物質
急性毒性、生殖細胞変異原性、発がん性、生殖毒性のいずれかが区分1	左記以外のいずれかが区分1	区分1となる有害性区分なし	



名前	商品名	CAS番号	SDS登録番号	SDS登録年月	SDS登録月日
アクリル酸-2-ジ(2-ヒドロエチル)アクリレート	2-hydroxyethyl acrylate	103-11-0	1 01	2022-01-01	01
アリオブリン	aridopine	646-86-0	01	2022-01-01	01

- 施行日までに、当該物質を含む製品を譲渡・提供しようとする全ての事業者にSDS作成に必要な情報がサプライチェーンを通じて確実に伝達されるよう、事業者の皆様に対し、施行日より早い段階から追加対象化学物質に対応したSDSを作成し、提供を行っていただくよう要請。

【改正政令の施行前におけるSDSの「項目15 適用法令」欄の記載例（令和4年1月11日付け基安化発0111第1号）】

労働安全衛生法

名称等を表示すべき危険物及び有害物（法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9）（〇年〇月〇日以降）

名称等を通知すべき危険物及び有害物（法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9）（〇年〇月〇日以降）

危険性又は有害性等を調査すべき物（法第57条の3）（〇年〇月〇日以降）

※「〇年〇月〇日」には施行予定期を記載

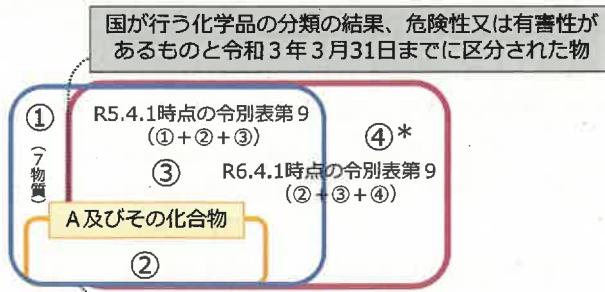
この趣旨を踏まえた内容であれば、記載例と異なる表現であってもかまいません。

43.1

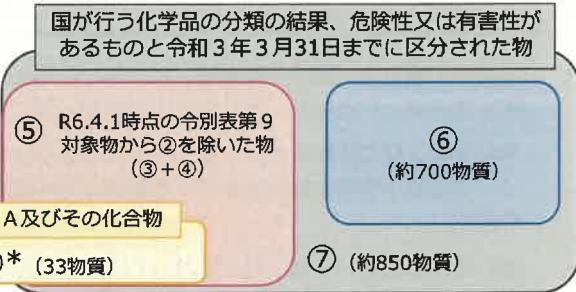
ラベル・SDS対象物質の政令改正（案）

※令別表第3関係、粉じん関係の除外規定を除く

（令和7年4月1日より前）※実線部分が義務対象物質



（令和7年4月1日以降）※実線部分が義務対象物質



*「ウラン及びその化合物」については、改正に伴い、④から②に移動

- R5.4.1時点の令別表第9に掲げる物（667物質）のうち、国が行う化学品の分類の結果、危険性又は有害性があるものと区分されていない物及び概要(1)(i)イ(ウ)に該当する物（7物質）
- R5.4.1時点の令別表第9に掲げる物（667物質）のうち、「A及びその化合物」として包括的に指定している物（33物質）
- R5.4.1時点の令別表第9に掲げる物（667物質）のうち、国が行う化学品の分類の結果、危険性又は有害性があるものと区分された物（②に該当する物を除く）
- R6.4.1施行で令別表第9に追加される物（令和4年政令第51号で公布された234物質）
※国が行う化学品の分類の結果、発がん性、生殖細胞変異原性、生殖毒性及び急性毒性で区分1と区分された物が該当
- R6.4.1時点の令別表第9に掲げる物（③・④に該当する物）
- 国が行う化学品の分類の結果、有害性が区分1と区分された物（②・⑤に該当する物を除く。令和7年4月1日施行、約700物質）
- 国が行う化学品の分類の結果、危険性又は有害性があるものと区分された物のうち、有害性が区分1以外のもの（②・⑤に該当する物を除く。令和8年4月1日施行、約850物質）

44.2

1-2 リスクアセスメント対象物に係る事業者の義務

(1) 労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される濃度の低減措置

2023(R5).4.1施行

①労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される程度について、以下の方法等により最小限度にすることとする。

- i 代替物等の使用
- ii 発散源を密閉する設備、局所排気装置又は全体換気装置の設置及び稼働
- iii 作業の方法の改善
- iv 有効な呼吸用保護具の使用

②リスクアセスメント対象物のうち、一定程度のばく露に抑えることにより、労働者に健康障害を生ずるおそれがない物質として厚生労働大臣が定める物質（以下「濃度基準値設定物質」という。）については、労働者がばく露される程度を厚生労働大臣が定める濃度の基準（以下「濃度基準値」という。）以下とする。

2024(R6).4.1施行

(2) (1)に基づく措置の内容及び労働者のばく露の状況についての労働者の意見聴取、記録作成・保存

2023(R5).4.1施行
((1)①に係る部分)

(1)に基づく措置の内容及び労働者のばく露の状況について、(一)労働者の意見を聞く機会を設けることとし、(二)記録を作成し、3年間（がん原性のある物質として厚生労働大臣が定めるもの（以下「がん原性物質」という。）（※）については30年間）保存することとする。

2024(R6).4.1施行
((1)②に係る部分)

(3) リスクアセスメント対象物以外の物質にばく露される濃度を最小限とする努力義務

2023(R5).4.1施行

(1) ①のリスクアセスメント対象物以外の物質についても、労働者がばく露される程度について、代替物の使用、発散源の密閉設備等の設置及び稼働、作業方法の改善、有効な呼吸用保護具の使用等により、最小限度にすることとする。

※ がん原性物質は、リスクアセスメント対象物のうち、国が行う化学物質の有害性の分類の結果、発がん性区分1に該当する物であって、令和3年3月31日までの間において当該区分に該当すると分類されたもの（エタノール及び特別管理物質を除く）。なお、当該物質を臨時に取り扱う場合は除く。

45¹³

労働安全衛生規則第五百七十七条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準（案） ①

告示の制定の趣旨

厚生労働大臣が定める物及び当該物質に係る濃度の基準を定める。

告示の概要

● 厚生労働大臣が定める物

安衛則第577条の2第2項の厚生労働大臣が定める物として、アクリル酸エチル等、67物質を定める。

● 厚生労働大臣が定める濃度の基準

- ◆ 安衛則第577条の2第2項の厚生労働大臣が定める濃度の基準（以下「濃度基準値」という。）を厚生労働大臣が定める物の種類に応じて定める。
- ◆ この場合、八時間時間加重平均値^{※1}は、八時間濃度基準値を超えてはならず、十五分間時間加重平均値^{※2}は、短時間濃度基準値を超えてはならない。

※1 1日の労働時間のうち8時間のばく露における物の濃度を各測定の測定時間により加重平均して得られる値

※2 1日の労働時間のうち物の濃度が最も高くなると思われる15分間のばく露における当該物の濃度を各測定の測定時間により加重平均して得られる値

46

14

参考

○時間加重平均値とは

複数の測定値がある場合に、それぞれの測定を実施した時間（測定時間）に応じた重み付けを行って算出される平均値

$$C_{TWA} = \frac{(C_1 \cdot T_1 + C_2 \cdot T_2 + \dots + C_n \cdot T_n)}{(T_1 + T_2 + \dots + T_n)}$$

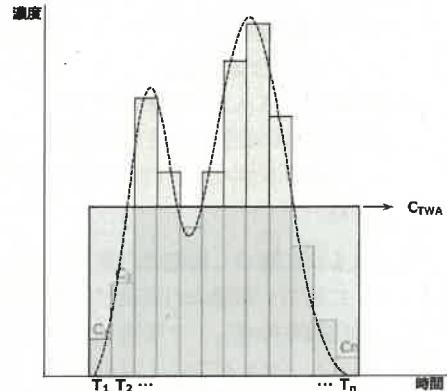
C_{TWA} : 時間加重平均値

T_1, T_2, \dots, T_n : 濃度測定における測定時間

C_1, C_2, \dots, C_n : それぞれの測定時間に対する測定値

$T_1 + T_2 + \dots + T_n = 8\text{時間} \rightarrow \text{八時間時間加重平均値}$

$T_1 + T_2 + \dots + T_n = 15\text{分間} \rightarrow \text{十五分間時間加重平均値}$



○計算例

1日8時間の労働時間のうち、化学物質にばく露する作業を行う時間（ばく露作業時間）が4時間、ばく露作業時間以外の時間が4時間の場合で、濃度測定の結果、2時間の濃度が $0.1\text{ mg}/\text{m}^3$ 、残り2時間の濃度が $0.21\text{ mg}/\text{m}^3$ 、4時間の濃度が $0\text{ mg}/\text{m}^3$ であった場合

$$C_{TWA} = \frac{0.1\text{ mg}/\text{m}^3 \times 2\text{時間} + 0.21\text{ mg}/\text{m}^3 \times 2\text{時間} + 0\text{ mg}/\text{m}^3 \times 4\text{時間}}{2\text{時間} + 2\text{時間} + 4\text{時間}}$$
$$= 0.078\text{ mg}/\text{m}^3$$

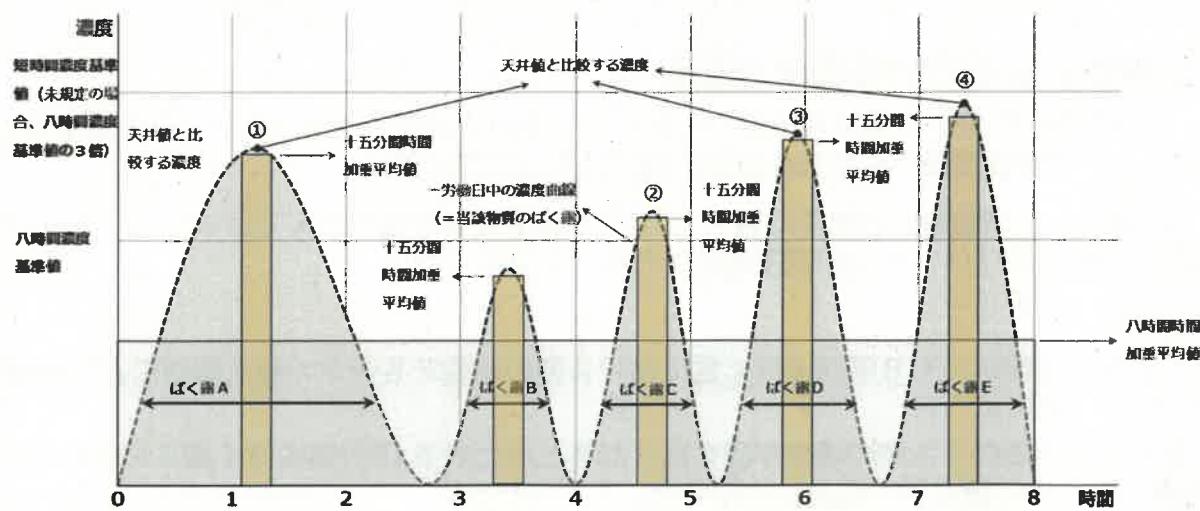
47
15

労働安全衛生規則第五百七十七条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準（案）②

● 努力義務（1）

濃度の基準について、事業者は、次に掲げる事項を行うよう努めるものとする。

- ① 八時間濃度基準値及び短時間濃度基準値が定められているものについて、当該物のばく露における十五分間時間加重平均値が八時間濃度基準値を超えるか、かつ、短時間濃度基準値以下の場合にあっては、
 - 当該ばく露の回数が1日の労働時間中に4回を超えるか、かつ、当該ばく露の間隔を1時間以上とすること。
- ② 八時間濃度基準値が定められており、かつ、短時間濃度基準値が定められていないものについて、当該物のばく露における十五分間時間加重平均値が八時間濃度基準値を超える場合にあっては、
 - 当該ばく露の十五分間時間加重平均値が八時間濃度基準値の3倍を超えないようにすること。

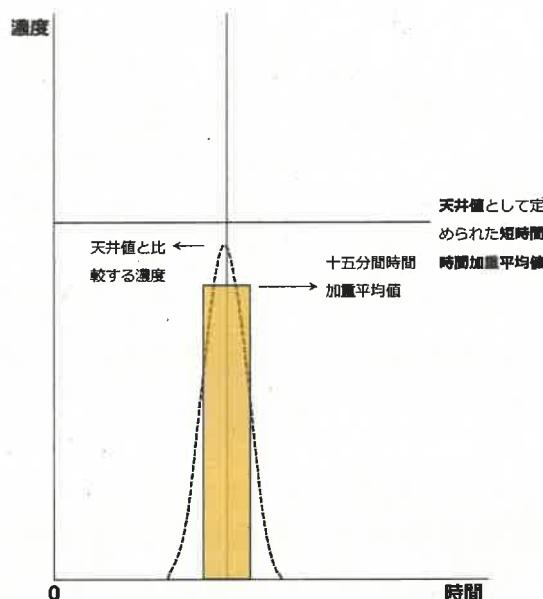


48
16

労働安全衛生規則第五百七十七条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準（案）②

● 努力義務（2）

- 濃度の基準について、事業者は、次に掲げる事項を行うよう努めるものとする。
- ③ 短時間濃度基準値が天井値として定められているものについて、
● 当該物のばく露における濃度が、いかなる短時間のばく露におけるものであるかを問わず、短時間濃度基準値を超えないようにすること。



49
17

労働安全衛生規則第五百七十七条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準（案）③

● 努力義務（3）

- ④ 有害性の種類及び当該有害性が影響を及ぼす臓器が同一であるものを2種類以上含有する混合物の八時間濃度基準値については、次の式により計算して得た換算値が1を超えないようにすること。

$$C = C_1 / L_1 + C_2 / L_2 + \dots$$

(この式において、C、C₁、C₂……及びL₁、L₂……は、それぞれ次の値を表すものとする。)

C 換算値

C₁、C₂…… 物の種類ごとの八時間時間加重平均値

L₁、L₂…… 物の種類ごとの八時間濃度基準値

- ⑤ ④の規定は、短時間濃度基準値について準用する。

○施行期日等

告示日：令和5年4月（予定）

適用日：令和6年4月1日

50
18